ジュニア育成事業開催助成金の手続きについて

１ 目的

子どもたちの遊びの変化による運動離れ、体力･運動能力の低下に歯止めをかけ、ジュニア世代の競技人口の一層の拡大と競技力の向上を図ることを目的とする。

２ 対象団体

伊勢市スポーツ協会（各種目団体）

３ 対象事業

ジュニアの育成･強化を図るため、伊勢市スポーツ協会の加盟団体の主管により事業を実施する。

(１) 原則として、伊勢市の小･中学生・高校生を対象とする事業であること。

(２) 団体加盟者に加え、広く一般ジュニアも対象とする事業であること。

(３) ジュニア育成･強化を図るための大会や教室等の事業であること。

(４) 市内の施設を利用した事業であること。（種目によっては例外を認める）

(５) 各団体それぞれ１事業までとする

４ 助成対象経費

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料および賃借料、その他事業の実施に直接必要な経費

５ 助成金の額

(１) 予算の範囲内で、本要領４で認める対象経費の100分の50以内の額とする。  
(限度額10万円)

(２) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

６ 助成金交付の手順

(１) 交付申請書等の提出

スポーツ協会事務局（以下「事務局」とする。）へ、指定する日までに交付申請書及び交付請求書各１部を提出する。

(２) 助成金の支給額の決定

交付申請書等の提出後、理事会において各種目団体の支給額を決定する。

(３) 事業報告書等の提出

各種目団体は、事業終了後１ヶ月以内に、次の書類各１通を事務局へ提出する。

ア 実績報告書、可能な限り領収証コピーを添付

イ 記録写真（実施状況を写す。適当な枚数）

(４) 助成金の確定及び取消し

理事会において報告のあった事業内容を審査し、助成金額を確定する。

なお、本要領の条件に違反したときは、助成金の一部又は全部の返還を求める。